

労審発第 1555 号  
令和 5 年 12 月 26 日

厚生労働大臣  
武見 敬三 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和 5 年 12 月 22 日 付け 厚生労働省 発基 1222 第 5 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 労 働 保 険 の 保 険 料 の 徴 収 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

令和5年12月26日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和5年12月22日付け厚生労働省発基1222第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和5年12月26日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 守島 基博

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について。

令和5年12月22日付け厚生労働省発基1222第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。